

京業セン発 02-46 号事
令和 03 年 3 月 3 日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

【重要】八条口ショットガン **第2プール内ゴミ回収の終了について**

京都タクシー業務センターでは、**第2プール内の清掃活動の一環**として、場内に放置されたゴミも回収してきました。

ただし、ショットガンの運用上、各車両で**発生したゴミは各自で持ち帰る**のが大前提であり、原則、タクシー車両しか立ち入れない地域であることから**ゴミ箱も設置していませんし、今後も設置しません**。場内の美観維持のため、やむなく回収を行ってきた経緯がありますが、本来業務ではないのは明らかです。

しかし最近、**食べ残しの廃棄や不燃物の放置、家庭内ゴミや大型ごみの持ち込み**など、清掃の範囲を超えた不法投棄が目に見えます。

そのため、本通達発出後、**3月4日(木)以降、廃棄物の撤去を一切中止**します。また、同日以降、**場内に廃棄物を不法投棄した車両は確認次第、入場登録の取消し**(京都駅八条口旅客自動車待機場等条例第6条)とします。予めご承知おきください。

以上

上記につきまして、貴社乗務員・組合員へ周知徹底をお願いします。